

1 事業者

法人名	社会福祉法人 美咲会
法人所在地	埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢735-1
電話番号	049-258-9211
代表者氏名	理事長 熊木 佐知男
設立年月日	平成9年3月3日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護事業所（事業所番号:1172400226）
事業所の目的及び運営方針	ご利用者の有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、日常生活上の介護及び機能訓練等を行うことで、ご利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持・向上、並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
事業所の名称	デイサービスセンター みずほ苑
事業所の所在地	埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢735-1
電話番号	049-258-9434
FAX番号	049-259-6953
管理者氏名	高橋 美津江
開設年月日	平成9年6月1日
利用定員	通所介護35名 総合事業5名

3 事業実施地域及び運営時間

通常の事業実施地域	三芳町、富士見市	
営業日及び営業期間	営業日	月曜日～土曜日※祝祭日も営業いたします
	特別休日	12月30日～1月3日 みずほ苑施設全体行事(納涼祭・秋祭り等)
	営業時間	8:30～17:30
	サービス提供時間	9:20～16:40
	時間外利用について	9:00～17:30の間で、ご相談に応じます。 滞在時間により単位数が変わる事があります。 ※ただし、サービス提供時間外をご利用の際は、ご家族様の送迎が基本となります。

4 職員の配置状況及び勤務体制

※職員配置につきましては、指定基準を遵守しております。

職 種	人 数(内兼務者)
管理者	常勤1人(兼務)
生活相談員	常勤2人(2人)
介護職員	常勤6人(1人)、非常勤7人
看護職員/機能訓練指導員 理学療法士/柔道整復師/機能訓練指導員	非常勤1人、他特養看護連携体制 非常勤1人
従業者の勤務の体制	日勤(8:30~17:30)

(2024年4月現在)

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1)介護保険の給付の対象となるサービスと利用料金

【サービスの概要】

①食事の介助(但し、食材料費は別途いただきます。)

・ご利用者の食事の自立に向けて、必要な支援をいたします。

食事形態	食べ物の形態をご利用者の状況に応じて選択できます。 主食：ご飯／軟飯／粥／ミキサー 副食：そのまま／一口大／きざみ／極きざみ／ミキサー／ソフト食
献立	栄養士の献立により、栄養ならびに健康状態を考慮した昼食をご用意いたします。

②排泄の介助

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助をいたします。

③移動の介助

・ご利用者の移動の自立に向けて、必要な支援をいたします。

備品(歩行器など)の使用	移動にあたって、車椅子や歩行器の使用が必要な場合、苑の備品を使用することもできます。あらかじめご相談ください。
転倒の危険性	苑内は皆様にご利用しやすいようにバリアフリーとなっておりますが、ご家庭とは環境が異なるため、転倒等の事故のリスクがございます。

④レクリエーションサービス

・ご利用者の心身の活性化に向けて、体操、集団でのレクリエーション・製作活動などの提供及び必要な支援をいたします。

⑤衛生サービス

爪切りサービス	ご希望により行います。
口腔ケアサービス	ご利用者の状況に応じた口腔ケアの支援をいたします。

⑥入浴の介助(ご希望の方のみ)

・一人用浴槽・大浴槽・機械浴槽の中から、ご利用者の状況に適した入浴をしていただきます。

着替え	入浴後に衣類を交換する場合は着替えをお持ちください。
物品について	・タオル、バスタオル、シャンプー、石鹸等は苑のものを使用いたします。ご自分でお使いになりたいものがあればお持ちください。 ・入浴後に湿布薬、軟膏等のご使用があればお持ちください。
留意点	傷や出血が見られる場合、また、体温・血圧・脈拍の数値によっては、入浴を中止させて頂くこともございます。

⑦口腔機能向上サービス(ご希望の方のみ)

・口腔機能が低下している方、またそのおそれのある方を対象とし、口腔機能の向上を目的としたサービスです。(要介護の方は1ヶ月に2回まで、要支援の方は1ヶ月に1回まで行います。)

⑧個別機能訓練加算(ご希望の方のみ)

機能訓練指導員が身体機能や生活機能の維持・向上を目的として、利用者様お一人おひとりの心身状況などに合わせて歩行訓練やリハビリマシーンを使用したサービスです。

⑧送迎サービス

・ご自宅と事業所間の送迎サービスをいたします。

送迎時間	ア、滞在時間7時間20分程度の場合 行き 8:35～9:15 / 帰り 16:45～17:30 イ、滞在時間5時間20分程度の場合 行き 9:35～10:15 / 帰り 15:45～16:30 その日の参加者や交通事情等により多少前後することがございますがご了承ください。この時間を過ぎる場合はご連絡いたします。
留意点	・原則、行きの送り出し・帰りのお出迎え、いずれの場合もご家族の方またはそれに準じる方の対応をおねがいたします。 ・送迎車到着時間に幅がございますが、円滑な送迎のために、到着後すぐに乗車ができるよう支度を済ませて安全な家の中でお待ちください。ご協力をお願いいたします。 ・戸締り、鍵の管理の必要性がある場合はご相談下さい。 ・送迎前後のサービス提供時間外の事故等につきましては、事業所は責任を負いかねます。ご了承ください。 ・原則、上記の送迎時間以外での対応は致しかねます。ご家族の送り迎えをお願い致します。
実施地域を越えての送迎料金	通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmあたり 200円

⑨若年性認知症利用者の受け入れ

・65歳未満の方で医師から認知症の診断を受けた方にも対応いたします。

⑩利用料金

【別紙】利用料金表 参照

(1)料金のお支払方法

・ご利用者(もしくはご家族)の金融機関預金口座からの引き落としによる支払い方法となります。

- ①当月のご利用料金(合計額)の請求書を、**翌月10日以降**に発行いたします。
- ②請求書が発行された月の**28日**に口座より引き落としが行われます。
- ③お支払いを確認でき次第、領収証を発行いたします。

●領収証の再発行はできません。

●医療費控除の対象となる場合がございますので、領収証は1年間程度保管しておく事をおすすめしております。詳細につきましては担当の居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)へお問い合わせください。

(2)サービスを欠席(または変更)する場合

①体調不良、私用などによるサービスの欠席(または変更)にあたりましては、必ず当事業所にご連絡をください。その際には、欠席(または変更)する日にち、理由等をお伝えください。

②サービスを提供する準備の都合上、欠席(または変更)することを決定した時点でできるだけ早くご連絡ください。原則的にはご利用の前日午後5時までにご連絡をお願いいたします。当日の場合は遅くとも午前8時40分までにご連絡ください。(5時間20分滞在者の場合は午前9:40までをお願いします。)

③欠席(または変更)の連絡が当日の8時40分(9時40分)以降になった場合、キャンセル料を申し受けます。

④キャンセル料は「サービス利用基本料金」と同額です。

(「サービス利用基本料金」は、別紙利用料金表をご参照ください。)

⑤あらかじめ欠席(または変更)することがわかっている場合には、連絡帳等をご活用ください。

⑥ご利用の途中でも以下の場合にはサービスの変更をさせていただく場合がございます。ご家族にご相談のうえ、適切に対応いたします。

ア、ご利用者が利用途中での中止を強く申し出た場合

イ、ご利用者が利用途中で体調がすぐれなくなった場合

ウ、他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

6 緊急時または事故発生時の対応方法

サービス提供中に病状の急変や事故などがあった場合は、速やかにご家族、主治医、救急隊、ケアマネジャー、行政等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

ご利用中に急変された場合については、看護職員または介護職員の判断により医療機関へ救急搬送します。救急搬送の際は、可能な限り事前にご家族様へ連絡をお取りしますが、状況によっては事後のご連絡となる場合がありますのでご了承下さい。

7 施設・設備の使用上の注意、及びその他留意事項

①喫煙について

・苑内は原則として禁煙となっております。喫煙される場合は決められた場所をお願い致します。

②設備・備品等の使用について

・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。

・施設、設備、備品などを壊したり、汚した場合は、原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合がございます。

③悪天候時などのサービス提供について

・悪天候、またその他諸事情の際は、ご利用時間の変更あるいは中止をさせていただきます場合がございます。

④利用者同士のやり取りについて

・職員や他のご利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。

・ご利用者同士で金銭等の貸し借り、物品のやりとり(食べ物を含む)、電話番号の交換等を行いますとトラブルになるおそれがございますので、原則禁止とさせていただきます。また、当事業所はそのようなやりとりでのトラブルにつきまして、一切の責任を負いかねます。

8 非常災害対策

防火管理者	加藤 直人
防災設備	完備しています
非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり行います
防災訓練	年数回実施しています

9 苦情の受付

(1)当事業所における相談・苦情受付

苦情受付担当者	デイサービスリーダー・生活相談員
苦情解決責任者	デイサービス管理者・生活相談員
受付日時	月～金曜日の9:00～16:00 左記の時間以外はお相談下さい
電話	049-258-9434

(2)当法人第三者委員

連絡先	熊倉 三枝子	080-1155-6364
	仲 志津江	090-7803-8706
	齋藤 晋助	04-2946-1121 (秋草学園福祉教育専門学校)

(3)行政機関 その他苦情受付機関

三芳町役場 健康増進課 介護保険担当	月～金曜(祝日を除く) 8:30～17:15	049-258-0019
富士見市役所 高齢者福祉課 介護保険担当	月～金曜(祝日を除く) 8:30～17:15	049-251-2711
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談専用	月～金曜(祝日を除く) 8:30～12:00、13:00～17:00	048-824-2568

10 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり <input type="checkbox"/> なし
---------------	----------------------------------

この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申し込み者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。